

議案第37号

県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成29年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う関係条例の整備に関する条例
(さいたま市教育職員の育児休業等に関する条例等の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) さいたま市教育職員の育児休業等に関する条例（平成13年さいたま市条例第108号）
- (2) さいたま市教育職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年さいたま市条例第16号）
- (3) さいたま市教育職員の給与等に関する条例（平成13年さいたま市条例第110号）
- (4) さいたま市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成13年さいたま市条例第111号）

(さいたま市職員の再任用に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市職員の再任用に関する条例（平成13年さいたま市条例第302号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 <u>（県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う経</u>	附 則

<p>過措置)</p> <p><u>第1条の3 平成29年3月31日以前に職員の再任用に関する条例（平成13年埼玉県条例第6号）第2条第2号の規定の適用を受けた者は、第2条第2号に掲げる者とみなす。</u></p>	
---	--

（公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第3条 公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>地方公務員法第28条第2項若しくはさいたま市教員の休職の事由等に関する条例（平成29年さいたま市条例第 号）第3条第1項の規定により休職にされ、又は同法第29条第1項の規定により停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</u></p> <p>3 [略]</p> <p>（職務に復帰した職員に関するさいたま市職員の給与に関する条例等の特例）</p> <p>第5条 職員派遣後職務に復帰した職員（企業職員である職員及び技能職員である職員を除く。第7条において同じ。）に関するさいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）第33条第1項又はさいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第 号）第29条第1項の規定の適用については、<u>派遣団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50</u></p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされ、又は同法第29条第1項の規定により停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p> <p>3 [略]</p> <p>（職務に復帰した職員に関するさいたま市職員の給与に関する条例の特例）</p> <p>第5条 職員派遣後職務に復帰した職員（企業職員である職員及び技能職員である職員を除く。第7条において同じ。）に関するさいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）第33条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第</p>

号) 第7条第2項及び第3項又は地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(派遣職員の復帰時における処遇)

第6条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則(さいたま市教職員の給与に関する条例(平成29年さいたま市条例第 号)の適用を受ける職員にあっては、教育委員会規則)で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職務に復帰した職員等に関するさいたま市職員退職手当条例等の特例)

第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。)におけるさいたま市職員退職手当条例(平成13年さいたま市条例第46号。以下「職員退職手当条例」という。)又はさいたま市教職員退職手当条例(平成29年さいたま市条例第 号。以下「教職員退職手当条例」という。)の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は職員退職手当条例第5条第2項、第6条第1項及び第10条の4第1項又は教職員退職手当条例第7条第2項、第8条第1項及び第16条第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項又は地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による傷病は職員退職手当条例第5条第2項、第6条第2項及び第10条の4第1項又は教職員退職手当条例第7条第2項、第8条第2項及び第16条第1項に規定する通勤による傷病とみなす。

2 派遣職員に関する職員退職手当条例第10条の4第1項及び第11条第4項又は教職員退職手当条例第16条第1項及び第18条第4項の規定の適用については、派遣職員の期間(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)に規定する育児休業の期間を除く。)は、職員退職手当条例第10条の4第1項又は教職員退職手当条例第16条第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

3 [略]

4 派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合に支給する職員退職手当条例又は教職員退職手当条例の規定による退職手当の算定の基礎となる

2項及び第3項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(派遣職員の復帰時における処遇)

第6条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職務に復帰した職員等に関するさいたま市職員退職手当条例の特例)

第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。)におけるさいたま市職員退職手当条例(平成13年さいたま市条例第46号。以下「退職手当条例」という。)の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第5条第2項、第6条第1項及び第10条の4第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項又は地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第5条第2項、第6条第2項及び第10条の4第1項に規定する通勤による傷病とみなす。

2 派遣職員に関する退職手当条例第10条の4第1項及び第11条第4項の規定の適用については、派遣職員の期間(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)に規定する育児休業の期間を除く。)は、退職手当条例第10条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

3 [略]

4 派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合に支給する退職手当条例の規定による退職手当の算定の基礎となる給料月額については、部内の

給料月額については、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、前条の規定の例により、その額を調整することができる。

(法第10条第1項の条例で定める職員)

第11条 法第10条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 地方公務員法第28条第2項若しくはさいたま市教員の休職の事由等に関する条例第3条第1項の規定により休職にされ、又は同法第29条第1項の規定により停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めにより職務に専念する義務を免除されている職員

(採用された職員に関するさいたま市職員の給与に関する条例等の特例)

第15条 法第10条第1項の規定により採用された職員(企業職員である職員及び技能職員である職員を除く。以下第18条までにおいて同じ。)に関するさいたま市職員の給与に関する条例第33条第1項又はさいたま市教職員の給与に関する条例第29条第1項の規定の適用については、特定法人において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(退職派遣者の採用時における処遇)

第16条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合における職務の級及び号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則(さいたま市教職員の給与に関する条例の適用を受ける職員にあっては、教育委員会規則)で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(採用された職員に関するさいたま市職員の退職手当条例等の特例)

第17条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する職員退職手当条例又は教職員退職手当条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は職員退職手当条例第5条第2項、第6条第1項及び第10条の4第1項又は教職員退職手当条例第7条第2項、第8条第1項及び第16条第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤

他の職員との権衡上必要があると認められるときは、前条の規定の例により、その額を調整することができる。

(法第10条第1項の条例で定める職員)

第11条 法第10条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされ、又は同法第29条第1項の規定により停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めにより職務に専念する義務を免除されている職員

(採用された職員に関するさいたま市職員の給与に関する条例の特例)

第15条 法第10条第1項の規定により採用された職員(企業職員である職員及び技能職員である職員を除く。以下第18条までにおいて同じ。)に関するさいたま市職員の給与に関する条例第33条第1項の規定の適用については、特定法人において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(退職派遣者の採用時における処遇)

第16条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合における職務の級及び号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(採用された職員に関するさいたま市職員の退職手当条例の特例)

第17条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する退職手当条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第5条第2項、第6条第1項及び第10条の4第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第5条第2項、第6条第2項及び第10条の4第1項に規定する通勤による傷病

による傷病は職員退職手当条例第5条第2項、第6条第2項及び第10条の4第1項又は教職員退職手当条例第7条第2項、第8条第2項及び第16条第1項に規定する通勤による傷病とみなす。

第18条 職員が、法第10条第1項の規定により、任命権者の要請に応じ、引き続いて特定法人で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、職員が、任命権者の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該特定法人に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該特定法人に使用される者（役員を含む。以下この項において同じ。）としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（以下「特定法人役職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定法人役職員として在職した後引き続いて法第10条第1項の規定により職員として採用された者の職員退職手当条例第11条第1項又は教職員退職手当条例第18条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項の場合における特定法人役職員としての在職期間については、職員退職手当条例第11条（第5項を除く。）又は教職員退職手当条例第18条（第5項を除く。）の規定を準用して計算する。

3 法第10条第1項の規定により退職し、引き続いて特定法人役職員となった場合においては、市長が別に定める場合を除き、職員退職手当条例若しくは教職員退職手当条例の規定による退職手当又はさいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成13年さいたま市条例第277号）第17条第1項の規定による退職手当は、支給しない。

附 則

1 [略]

（県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う経過措置）

2 平成29年3月31日において学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号）の適用を受けていた者で引き続きさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第 号）の適用を受けることとなったもののうち、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年埼玉県条例第72号）第2条第1項の規定により公益的法人等に派遣されている職員については、第

とみなす。

第18条 職員が、法第10条第1項の規定により、任命権者の要請に応じ、引き続いて特定法人で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、職員が、任命権者の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該特定法人に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該特定法人に使用される者（役員を含む。以下この項において同じ。）としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（以下「特定法人役職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定法人役職員として在職した後引き続いて法第10条第1項の規定により職員として採用された者の退職手当条例第11条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項の場合における特定法人役職員としての在職期間については、退職手当条例第11条（第5項を除く。）の規定を準用して計算する。

3 法第10条第1項の規定により退職し、引き続いて特定法人役職員となった場合においては、市長が別に定める場合を除き、退職手当条例の規定による退職手当又はさいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成13年さいたま市条例第277号）第17条第1項の規定による退職手当は、支給しない。

附 則

1 [略]

<u>2</u> 条第1項の規定により公益的法人等に派遣されたものとみなす。	
<u>3</u> [略]	<u>2</u> [略]
<u>4</u> [略]	<u>3</u> [略]

(外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例(平成13年さいたま市条例第304号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>地方公務員法第28条第2項若しくはさいたま市教員の休職の事由等に関する条例(平成29年さいたま市条例第 号)第3条第1項の規定により休職にされ、又は同法第29条第1項の規定により停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めにより職務に専念する義務を免除されている職員</u></p> <p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員のうち、企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び技能職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員以外のもの(以下「一般の派遣職員」という。)には、人事委員会規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされ、又は同法第29条第1項の規定により停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めにより職務に専念する義務を免除されている職員</p> <p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員のうち、<u>教育職員(さいたま市教育職員の給与等に関する条例(平成13年さいたま市条例第110号)第2条第2項の職員をいう。以下同じ。)</u>である派遣職員、企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び技能職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員以外のもの(以下「一般の派遣職員」という。)には、人事委員会規則で</p>

遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。

2・3 [略]

第5条 一般の派遣職員に関するさいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）第33条第1項又はさいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第 号）第29条第1項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

（一般の派遣職員に関するさいたま市職員退職手当条例等の特例）

第6条 一般の派遣職員に関するさいたま市職員退職手当条例（平成13年さいたま市条例第46号）第6条第1項若しくは第11条第4項又はさいたま市教職員退職手当条例（平成29年さいたま市条例第 号）第8条第1項若しくは第18条第4項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2 一般の派遣職員に関するさいたま市職員退職手当条例第10条の4第1項及び第11条第4項又はさいたま市教職員退職手当条例第16条第1項及び第18条第4項の規定の適用については、派遣の期間は、さいたま市職員退職手当条例第10条の4第1項又はさいたま市教職員退職手当条例第16条第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

（派遣職員に対する旅費の支給）

第7条 派遣職員（企業職員である派遣職員を除く。）には、特に必要があると認められるときは、さいたま市職員等の旅費に関する条例（平成13年さいたま市条例第45号）に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。

定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。

2・3 [略]

第5条 一般の派遣職員に関するさいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）第33条第1項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

（一般の派遣職員に関するさいたま市職員退職手当条例の特例）

第6条 一般の派遣職員に関するさいたま市職員退職手当条例（平成13年さいたま市条例第46号）第6条第1項又は第11条第4項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2 一般の派遣職員に関するさいたま市職員退職手当条例第10条の4第1項及び第11条第4項の規定の適用については、派遣の期間は、同条例第10条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

（派遣職員に対する旅費の支給）

第7条 派遣職員（教育職員である派遣職員及び企業職員である派遣職員を除く。）には、特に必要があると認められるときは、さいたま市職員等の旅費に関する条例（平成13年さいたま市条例第45号）に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。

（教育職員である派遣職員の給与、退職手当及び旅費）

第8条 教育職員である派遣職員の給与、退職手当に関する条例の特例及び旅費の支給については、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年埼玉県条例第1号）第4条から第7条までの例による。

第8条 [略]	第9条 [略]
第9条 [略]	第10条 [略]
第10条 [略]	第11条 [略]
附 則	附 則
1 [略] <u>(県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う経過措置)</u>	1 [略]
2 <u>平成29年3月31日において学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年埼玉県条例第28号)の適用を受けていた者で引き続きさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成29年さいたま市条例第 号)の適用を受けることとなったもののうち、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年埼玉県条例第1号)第2条第1項の規定により外国の地方公共団体の機関等に派遣されている職員については、第2条第1項の規定により外国の地方公共団体の機関等に派遣されたものとみなす。</u>	2 [略]
3 [略]	

(さいたま市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 さいたま市職員の育児休業等に関する条例(平成13年さいたま市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 さいたま市職員の給与に関する条例(平成13年さいたま市条例第42号。以下「<u>職員給与条例</u>」という。)第27条第1項(さいたま市教職員の給与に関する条例(平成29年さいたま市条例第 号。以下「<u>教職員給与条例</u>」という。))第25条において準用する場合を含む。)に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 さいたま市職員の給与に関する条例(平成13年さいたま市条例第42号。以下「<u>給与条例</u>」という。)第27条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(市長が定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p>

員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（市長が定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

- 2 職員給与条例第30条第1項（教職員給与条例第26条において準用する場合を含む。）に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の退職手当の取扱い）

第9条 さいたま市職員退職手当条例（平成13年さいたま市条例第46号。以下「職員退職手当条例」という。）第10条の4第1項及び第11条第4項又はさいたま市教職員退職手当条例（平成29年さいたま市条例 号。以下「教職員退職手当条例」という。）第16条第1項及び第18条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、職員退職手当条例第10条の4第1項又は教職員退職手当条例第16条第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

- 2 育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての職員退職手当条例第11条第4項又は教職員退職手当条例第18条第4項の規定の適用については、これらの規定中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成13年さいたま市条例第29号。以下「職員勤務時間条例」という。）第4条又はさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第 号。以下「教職員勤務時間条例」という。）第5条の規定の適用を受ける職員の次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き規則で定める日数を超えないものに限る。）とする。

(1)・(2) [略]

（育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情）

第15条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- 2 給与条例第30条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の退職手当の取扱い）

第9条 さいたま市職員退職手当条例（平成13年さいたま市条例第46号。以下「退職手当条例」という。）第10条の4第1項及び第11条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、退職手当条例第10条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

- 2 育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての退職手当条例第11条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成13年さいたま市条例第29号。以下「勤務時間条例」という。）第4条の規定の適用を受ける職員の次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き規則で定める日数を超えないものに限る。）とする。

(1)・(2) [略]

（育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情）

第15条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、過員を生じることとする。

- (1) 過員を生じること。
- (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいい、教職員勤務時間条例の適用を受ける者に限る。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新）

第16条の2 第6条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

（育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い）

第17条 職員退職手当条例第10条の4第1項及び第11条第4項又は教職員退職手当条例第16条第1項及び第18条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。）をした期間は、職員退職手当条例第10条の4第1項又は教職員退職手当条例第16条第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての職員退職手当条例第11条第4項又は教職員退職手当条例第18条第4項の規定の適用については、これらの規定中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の職員退職手当条例又は教職員退職手当条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

（部分休業の承認）

第19条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、職員勤務時間条例第8条第1項又は教職員勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 職員勤務時間条例第15条又は教職員勤務時間条例第17条に規定する特別休暇の承認を受けている職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休

（育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い）

第17条 退職手当条例第10条の4第1項及び第11条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。）をした期間は、退職手当条例第10条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての退職手当条例第11条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の退職手当条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

（部分休業の承認）

第19条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第15条に規定する特別休暇の承認を受けている職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時

業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が職員勤務時間条例第15条又は教職員勤務時間条例第17条に規定する特別休暇を承認されている場合）あつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第20条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員給与条例第18条（教職員給与条例第19条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員給与条例第23条（教職員給与条例第23条において準用する場合を含む。）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

1～4 [略]

（県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う経過措置）

- 5 平成29年3月31日において学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号）又は教職員勤務時間条例附則第2項の規定による廃止前のさいたま市教育職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成13年さいたま市条例107号。次項及び附則第7項において「廃止前の市教育職員勤務時間条例」という。）の適用を受けていた者で引き続き教職員勤務時間条例の適用を受けることとなったもの（次項において「継続教職員」という。）について、同日以前に職員の育児休業等に関する条例（平成4年埼玉県条例第6号。次項及び附則第7項において「県職員育児休業条例」という。）の規定（県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う関係条例の整備に関する条例（平成29年さいたま市条例第 号）第1条の規定による廃止前のさいたま市教育職員の育児休業等に関する条例（平成13年さいたま市条例第108号）第3条の規定によりその例によることとされる場合を含む。次項及び附則第7項において同じ。）によりなされた承認その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 6 継続教職員のうち、県職員育児休業条例の規定

間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が勤務時間条例第15条に規定する特別休暇を承認されている場合）あつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第20条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

1～4 [略]

により育児休業を承認されていた職員の第7条の規定の適用については、同条の規定による基準日以前6月以内の期間において学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例又は廃止前の市教育職員勤務時間条例の適用を受けていた者として勤務した期間は、同条の勤務した期間に含むものとする。

7 平成29年3月31日において廃止前の市教育職員勤務時間条例の適用を受けていた教職員で引き続き教職員勤務時間条例の適用を受けることとなったもののうち、同日以前に係る第20条の規定に相当する県職員育児休業条例の規定による給与の減額を必要とする教職員の給与の減額は、この条例による給与の減額とみなし、県職員育児休業条例の規定により算出された額を平成29年4月以後に支給する給与から減じる。

(職員給与条例附則第32項等の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務をしている職員等に関する読替え等)

8 育児短時間勤務をしている職員に対する職員給与条例附則第32項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額にさいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項において「算出率」という。)を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号及び第4号中「給料月額」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

9 育児短時間勤務をしている職員に対する教職員給与条例附則第23項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額に教職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項において「算出率」という。)を乗じて得た額」と、「が同項」とあるのは「が附則第19項」と、「当該最低の号給の給料月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号及び第4号中「給料月額」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

10 前2項の規定は、育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。

(給与条例附則第32項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え等)

5 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第32項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額にさいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項において「算出率」という。)を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号及び第4号中「給料月額」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

6 前項の規定は、育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。

<p>1 1 <u>短時間勤務職員に対する教職員給与条例附則第2 3項第1号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額（）」とあるのは「号給の給料月額に教職員勤務時間条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額（）」と、「が同項」とあるのは「が附則第19項」と、「当該最低の号給の給料月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。</u></p>	
<p>1 2 <u>職員給与条例附則第3 2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第20条の規定の適用については、同条中「第2 3条（教職員給与条例第2 3条において準用する場合を含む。））」とあるのは、「附則第3 4項」とする。</u></p>	<p>7 <u>給与条例附則第3 2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第20条の規定の適用については、同条中「第2 3条」とあるのは、「附則第3 4項」とする。</u></p>
<p>1 3 <u>教職員給与条例附則第2 3項の規定により給与が減じられて支給される職員に対する第20条の規定の適用については、同条中「職員給与条例第2 3条（教職員給与条例第2 3条において準用する場合を含む。））」とあるのは、「教職員給与条例附則第2 5項」とする。</u></p>	

（さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正）

第6条 さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年さいたま市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項、第2項、第6項から第8項まで及び第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項、第2項、第6項から第8項まで及び第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員 <u>（さいたま市教育職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年さいたま市条例第16号）第1条に規定するさいたま市立の学校に勤務する市費負担に係る教育職員を除く。）</u> の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるも</p>

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) [略]

(2) 配偶者同行休業をしている職員が、さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成13年さいたま市条例第29号)第15条の規定による特別休暇(出産を事由とするものに限る。)又はさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成29年さいたま市条例第 号)第17条の規定による特別休暇(出産を事由とするものに限る。)を取得することとなったこと。

(3) [略]

(配偶者同行休業をした職員の退職手当の取扱い)

第11条 さいたま市職員退職手当条例(平成13年さいたま市条例第46号。以下「職員退職手当条例」という。)第10条の4第1項及び第11条第4項又はさいたま市教職員退職手当条例(平成29年さいたま市条例第 号。以下「教職員退職手当条例」という。)第16条第1項及び第18条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、職員退職手当条例第10条の4第1項又は教職員退職手当条例第16条第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての職員退職手当条例第11条第4項又は教職員退職手当条例第18条第4項の規定の適用については、これらの規定中「その月数の2分の1に相当する月数(法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)」とあるのは、「その月数」とする。

附 則

1 [略]

(県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う経過措置)

2 平成29年3月31日において学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年埼玉県条例第28号)又はさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例附則第2項の規定による廃止前のさいたま市教育職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成13年さいたま市条例

のとする。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) [略]

(2) 配偶者同行休業をしている職員が、さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成13年さいたま市条例第29号)第15条の規定による特別休暇(出産を事由とするものに限る。)を取得することとなったこと。

(3) [略]

(配偶者同行休業をした職員の退職手当の取扱い)

第11条 さいたま市職員退職手当条例(平成13年さいたま市条例第46号。以下「退職手当条例」という。)第10条の4第1項及び第11条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、退職手当条例第10条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての退職手当条例第11条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数(地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定による許可を受けて現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)」とあるのは、「その月数」とする。

附 則

1 [略]

第107号)の適用を受けていた者で引き続きさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の適用を受けることとなったものについて、同日以前に職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年埼玉県条例第37号)の規定(県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う関係条例の整備に関する条例(平成29年さいたま市条例第 号)第1条の規定による廃止前のさいたま市教育職員の配偶者同行休業に関する条例(平成27年さいたま市条例第16号)第3条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)によりなされた承認その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 [略]
4 [略]
5 [略]

2 [略]
3 [略]
4 [略]

(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)

第7条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(平成13年さいたま市条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員団体のための職員の行為の制限の特例)</p> <p>第2条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成13年さいたま市条例第29号)第10条の2第1項又はさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成29年さいたま市条例第 号)第12条第1項に規定する時間外勤務代休時間(特に勤務を命じられた場合を除く。)</u>並びにさいたま市職員の給与に関する条例(平成13年さいたま市条例第42号)第20条第3項(さいたま市教職員の給与に関する条例(平成29年さいたま市条例第 号)第21条の規定により準用す</p>	<p>(職員団体のための職員の行為の制限の特例)</p> <p>第2条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成13年さいたま市条例第29号)第10条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間(特に勤務を命ぜられた場合を除く。)</u>並びにさいたま市職員の給与に関する条例(平成13年さいたま市条例第42号)第20条第3項に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等(特に勤務を命ぜられた場合を除く。)</p>

る場合を含む。)に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等（特に勤務を命じられた場合を除く。）	
(3) [略]	(3) [略]

（さいたま市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第8条 さいたま市職員等の旅費に関する条例（平成13年さいたま市条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 一般職の職員 職員のうち、さいたま市職員定数条例（平成13年さいたま市条例第23号）第1条に規定する職員、<u>さいたま市教職員定数条例（平成29年さいたま市条例第 号）第2条に規定する教職員</u>及び市長が別に定める者をいう。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 一般職の職員 職員のうち、さいたま市職員定数条例（平成13年さいたま市条例第23号）第1条に規定する職員（<u>さいたま市教育職員の給与等に関する条例（平成13年さいたま市条例第110号）の適用を受ける職員を除く。</u>）及び市長が別に定める者をいう。</p> <p>2 [略]</p>

（さいたま市教職員健康審査会条例の一部改正）

第9条 さいたま市教職員健康審査会条例（平成15年さいたま市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において「教職員」とは、<u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）</u>、<u>実習助手、学校栄養職員及び事務職員（高等学校の事務職員を除く。）</u>をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「教職員」とは、<u>市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員並びに市立高等学校及び市立幼稚園の校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務する者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）</u>及び<u>実習助手</u>をいう。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(さいたま市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第8条の規定による改正後のさいたま市職員等の旅費に関する条例第2条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
(さいたま市教職員健康審査会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 平成30年3月31日までの間、第9条の規定による改正後のさいたま市教職員健康審査会条例第2条の規定の適用については、「、教頭」とあるのは、「、園長、教頭」とする。